

独立行政法人国際観光振興機構
平成20年度業務実績評価調書

平成21年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成20年度計画			
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 （1）効率化目標の設定</p> <p>① 一般管理費 一般競争入札等の活用等により、業務運営の効率化を推進し、一般管理費のさらなる削減に努める。 【数値目標】 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成19年度比で15%程度に相当する額を削減する。</p> <p>② 運営費交付金対象業務経費 一般競争入札等の活用、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて、業務運営の効率化を推進し、運営費交付金対象業務経費の更なる削減に努める。 【数値目標】 運営費交付金対象業務経費（公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成19年度比で5%程度に相当する額を削減する。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 （1）効率化目標の設定</p> <p>中期目標期間の最後の事業年度において、平成19年度に比べ、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については15%に相当する額を、運営費交付金対象業務経費（公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については5%程度に相当する額を削減するとの目標を達成するため、一般競争入札等の活用、事業の見直しや事業執行方法の改善等により業務運営の効率化を推進する。 なお、平成20年度においては、海外事務所の賃貸借契約更新に伴う賃借料の上昇を抑えるため、事務所の移転を行う。</p>	4	<p>一般競争入札等の活用、海外事務所の移転等により、運営費交付金対象業務経費及び一般管理費は20年度計画額を上回る節減を行っていることから、優れた実施状況にあると認められる。</p>	
<p>（2）総人件費改革</p> <p>総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するものとする。 また、機構の給与水準に関しては、国内事務所が東京のみであること、職員の学歴構成が高いこと等の理由から、国家公務員に対する指数では105.3、東京都在勤の国家公務員に対する指数では93.8（指数はともに平成18年度）となっているところであるが、引き続き、給与水準の適正化について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>（2）総人件費改革</p> <p>総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を継続する。</p>	3	<p>役員数の削減等により、総人件費は対17年度比で8.6%削減を達成しており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>（3）組織体制の整備</p> <p>機構の経営資源を海外宣伝事業に重点的に配分するとともに、各業務の連携が効率的に行えるよう、本部組織の改革を行う。具体的には事業を行う事業本部と企画・管理業務を行う企画本部の2本体制とする。各本部の本部長は理事が務める。 事業本部は海外宣伝事業を行う海外プロモーション部と国際会議等の誘致・開催支援業務を行うコンベンション誘致部の2部によって構成される。海外プロモーション部は、事業別の組織から市場別の組織に再編するとともに、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業を着実に推進していくためビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部事務局が發揮していた機能を承継する。ビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部事務局の機能を統合することで、機構のもつ様々な機能との相乗効果を発揮し、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業の効果的かつ効率的な実施に一層貢献し、これまで以上の実績を上げることを目指す。 企画本部には、機構全体の計画の策定・実行管理等を行う企画部と人事・総務・経理業務を担う総務部を設置する。 本部における業務運営の一層の効率化に努め、海外事務所へ経営資源を重点的に配分する。また、海外事務所については、活動内容の実績や市場の将来性等について毎年度厳格に評価を行い、事務所数や配置の適正性、予算や人員等の経営資源の配分等について、不断の見直しを行う。</p>	<p>（3）組織体制の整備</p> <p>機構の経営資源を海外宣伝事業に重点的に配分するとともに、各業務の連携が効率的に行えるよう、4月1日に、本部組織の改革を行う。 具体的には事業を行う事業本部と企画・管理業務を行う企画本部の2本体制とする。各本部の本部長は理事が務める。 事業本部には、海外宣伝事業を行う海外プロモーション部と国際会議等の誘致・開催支援業務を行うコンベンション誘致部の2部を設置する。海外プロモーション部は、事業別の組織から市場別の組織に再編するとともに、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業を着実に推進していくため、ビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部事務局が發揮していた機能を承継する。ビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部事務局の機能を統合することで、機構のもつ様々な機能との相乗効果を発揮し、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業の効果的かつ効率的な実施に一層貢献し、これまで以上の実績を上げることを目指す。 企画本部には、機構全体の計画の策定・実行管理等を行う企画部と人事・総務・経理業務を担う総務部の2部を設置する。 本部における管理業務の一層の効率化に努め、事業部門を強化する。 事務所数や配置の適正性、予算や人員等の経営資源の配分等について、見直しを検討するため、海外事務所については、活動内容の実績や市場の将来性等について厳格に評価を行う。</p>	4	<p>本部組織の改編による企画本部と事業本部の2本体制の開始、VJC実施事務局としての積極的な情報発信、事業提案等を行っていることから、優れた実施状況にあると認められる。</p>	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成20年度計画			
<p>(4) 関係機関との連携強化</p> <p>在外公館、日本貿易振興機構、国際交流基金等他の公的機関の海外事務所、民間企業の海外事業所等に対し、外国人旅行者の来訪促進事業についての理解が深まるように働きかけ、できる限り、広報宣伝・情報提供等の分野での協力を求める等、連携を強化する。また、国土交通省が諸外国の政府と連携して実施する国際観光協議について協力するとともに、他国の政府観光局等との連携・協調を図り、日本を含む複数国を訪れる旅行需要の喚起に努める。さらに、国内の関連団体との連携・協調を図る。</p>	<p>(4) 関係機関との連携強化</p> <p>在外公館、日本貿易振興機構、国際交流基金等他の公的機関の海外事務所、民間企業の海外事業所等に対し、外国人旅行者の来訪促進事業についての理解が深まるように働きかけ、できる限り、広報宣伝・情報提供等の分野で協力を求める等、連携の強化に努める。</p> <p>また、国土交通省が諸外国の政府と連携して実施する国際観光協議について協力するとともに、他国の政府観光局等との連携・協調を図り、日本を含む複数国を訪れる旅行需要の喚起に努める。さらに、国内の関連団体との連携・協調を図る。</p>	3	在外公館等の公的機関と緊密に連携し、特に日本貿易振興機構、国際交流基金との連携を強化するなど、着実な実施状況にあると認められる。	
<p>(5) 随意契約の見直し</p> <p>国における見直しの取組等を踏まえ、「随意契約見直し計画」等に基づき、不断の見直しを行い、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るとともに、その取組状況を公表する。また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。さらに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p>	<p>(5) 随意契約の見直し</p> <p>外部業者との契約については、19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、原則として一般競争入札等によることとするほか、契約に係る情報の公表を行う。</p> <p>また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行う。</p>	3	随意契約率の引き下げを行い、随意契約に係る幹事監査を実施するなど、着実な実施状況にあると認められる。	
<p>(6) 民間からの出向者等の活用</p> <p>海外宣伝業務担当部門を中心に、民間からの出向者や中途採用者の積極的な活用を図るとともに、海外事務所においては、現地採用職員の積極的な活用を図る。また、地方自治体等からの有能な人材の登用も行い、他機関との連携強化による効率的な業務運営を図る。</p>	<p>(6) 民間からの出向者等の活用</p> <p>海外宣伝業務担当部門を中心に、民間からの出向者や中途採用者の積極的な活用を図るとともに、海外事務所においては、現地採用職員の積極的な活用を図る。また、地方自治体や観光関連事業者からの有能な人材の登用も行い、他機関との連携強化による効率的な業務運営を図る。</p>	4	地方自治体、観光関連業界からの積極的な受け入れを進めており、優れた実施状況にあると認められる。	
<p>(7) プロパー職員の育成等</p> <p>本部採用職員に対しては、海外事務所勤務を含め様々な業務を経験できるようキャリア形成に配慮した人事異動を行い、OJTや内外の研修なども活用し、職員の意欲向上と能力開発を図る。</p> <p>また、現地採用職員に対しては、その能力・意欲に合わせた処遇の改善を行い、業務への取組意欲の向上を図るとともに、一層の活用を進める。</p> <p>職員個々の能力と実績に基づいた適切な人事考課を実施し、適材適所の人事配置を行う。現地採用職員についても、事務所所在国の人事・労務に係る法令・慣行に配慮しつつ、可能な限り人事考課を実施する。</p> <p>プロパー職員を中核とした体制を構築するため、語学を始めとする専門能力をもった職員の採用・育成に努め、プロパー職員が国際観光振興機構の中核として担うべき役割を的確に果たすことのできる体制を構築する。また、国からの出向者については、プロパーの育成状況等を踏まえ、段階的に受入れを縮小するものとする。</p>	<p>(7) プロパー職員の育成等</p> <p>本部採用のプロパー職員に対しては、海外事務所勤務を含め様々な業務を経験できるようキャリア形成に配慮した人事異動を行い、OJTや内外の研修等も活用し、職員の意欲向上と能力開発を図る。</p> <p>また、現地採用職員に対しては、その能力・意欲に合わせた処遇の改善を行い、業務への取組意欲の向上を図るとともに、一層の活用を進める。</p> <p>職員個々の能力と実績に基づいた適切な人事考課を実施し、適材適所の人事配置を行う。現地採用職員についても、事務所所在国の人事・労務に係る法令・慣行に配慮しつつ、可能な限り人事考課を実施する。</p> <p>プロパー職員を中核とした体制を構築するため、語学を始めとする専門能力をもった職員の採用・育成に努め、プロパー職員が機構の中核として担うべき役割を的確に果たすことのできる体制を構築する。また、国からの出向者については、プロパー職員の育成状況等を踏まえ、段階的に受入れを縮小するものとする。</p>	4	新卒採用の実施、新規職員に対するオリエンテーション、管理職等を対象とした研修の実施等により、優れた実施状況にあると認められる。	
<p>(8) 内部統制の充実</p> <p>組織規程等について、必要に応じて適切に見直しを行うとともに、職員等に対する周知を徹底する。</p>	<p>(8) 内部統制の充実</p> <p>組織規程等について、必要に応じて適切に見直しを行うとともに、職員等に対する周知を徹底する。</p>	3	研修会の実施、組織規程の整備等により内部統制の徹底を図っており、着実な実施状況にあると認められる。	
<p>(9) 活動成果の明確化</p> <p>機構に対する国民の信頼を確保するという観点から、事業成果に関して業務実績報告書及び年次報告書においてとりまとめるとともに、それらを機構のWEBサイトで公開する。</p> <p>その際、外国人旅行者の増減要因を分析するとともに、国の政策目標である外国人旅行者の増加への貢献を始めとする機構の活動成果がより明確となるよう、諸外国の政府観光局の事例研究、サービスの満足度の測定等を実施し、アウトカム指標の設定に向けた取組を着実に推進する。</p> <p>海外事務所に関しては、各事務所ごとに、その活動内容や事業の成果を報告する。その際は、事務所ごとの活動内容を示す明確な指標を設定するとともに、経年変化も踏まえた具体的なかつ定量的な報告となるよう努める。</p>	<p>(9) 活動成果の明確化</p> <p>機構に対する国民の信頼を確保するという観点から、事業成果に関して業務実績報告書及び年次報告書においてとりまとめるとともに、それらを機構のWEBサイトで公開する。</p> <p>その際、訪日外国人旅行者の増減要因を分析するとともに、国の政策目標である外国人旅行者の増加への貢献を始めとする機構の活動成果がより明確となるよう、諸外国の政府観光局の事例研究、サービスの満足度の測定等を実施し、アウトカム指標の設定に向けた取組を着実に推進する。</p> <p>海外事務所に関しては、各事務所ごとに、その活動内容や事業の成果を報告する。その際は、事務所ごとの活動内容を示す明確な指標を設定するとともに、経年変化も踏まえた具体的なかつ定量的な報告となるよう努める。</p>	3	機構のWEBサイト等を通じた情報発信、定例記者会見の開催、外部有識者による事業評価等を行っており、着実な実施状況にあると認められる。	

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成20年度計画			
<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 海外宣伝業務</p> <p>①海外マーケット情報の収集・調査・分析・提供 世界の主要な市場国・地域における一般消費者の旅行動向、ニーズ等のマーケティング情報を収集・分析し、最新の各市場での情報や分析結果を出版物、セミナー等により、事業パートナー等へ提供する。 【数値目標】 事業パートナーに対する調査において、機構からの情報提供が「役に立つ」という回答が平均して7割を上回ることを目指す。</p>	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 海外宣伝業務</p> <p>①海外マーケット情報の収集・調査・分析・提供 世界の主要な市場国・地域における一般消費者の旅行動向、ニーズ等のマーケティング情報を収集・分析し、最新の各市場での情報や分析結果を出版物、セミナー等により、事業パートナー等へ提供する。 【数値目標】 事業パートナーに対する調査において、機構からの情報提供が「役に立つ」という回答が平均して7割を上回ることを目指す。</p>	4	<p>国際観光統計、国際観光白書等を継続的に発行するとともに、事業パートナーに対する満足度アンケートで、機構の情報提供について全ての回答者から「役に立った」と評価されるなど、優れた実施状況にあると認められる。</p>	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成20年度計画			
<p>②訪日外国人旅行者誘致のための事業 ア 事業計画の策定</p> <p>我が国の観光魅力を海外に発信し、訪日旅行の需要を喚起するとともに、訪日旅行商品の開発・販売を支援する事業を効果的・効率的に実施するため、海外事務所が入手する情報や、本部が実施する調査結果等を活用し、各市場の具体的なプロモーションの事業計画を策定する。</p> <p>事業実施に当たっては、機構が、民間事業者、地方自治体等との間のコーディネート機能を主導的に発揮し、事業の効果的実施を図る。</p>	<p>②訪日外国人旅行者誘致のための事業 ア 事業計画の策定</p> <p>我が国の観光魅力を海外に発信し、訪日旅行の需要を喚起するとともに、訪日旅行商品の開発・販売を支援する事業を効果的・効率的に実施するため、別添1の各市場別の事業計画に基づき、事業を推進し、または国に対して協力を行う。</p> <p>事業実施に当たっては、今年度、ビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部事務局から機構に承継されたビジット・ジャパン・キャンペーン事業における役割を生かし、国の行うビジット・ジャパン・キャンペーン事業並びに機構の行う事業が、最大限効果を挙げるべく、民間事業者、地方自治体等とも連携して取り組む。</p>	3	VJC地方連携事業・企画説明会への機構職員との参加、地方自治体職員との意見交換等により、着実な実施状況にあると認められる。	
<p>②訪日外国人旅行者誘致のための事業 イ 広告宣伝・メディア広報事業</p> <p>各市場のターゲット・セグメントに対する広告宣伝事業では、様々なメディア媒体（WEBサイト、テレビ、新聞・雑誌、等）を効果的に組み合わせることで相乗効果をあげるよう努力する。</p> <p>特に、WEBサイトを最も重要なマーケティング手段として位置づけ、WEBサイトの効率的・効果的な活用を図るとともに、一般消費者、旅行会社、メディア等からの問合せに対してもWEBサイトを最大限活用し、良質の情報を効率的に提供する。</p> <p>また、訪日旅行者及び海外送客事業者を対象とする情報コンテンツや機能の拡充（訪日旅行者に関心の高い「食」や「ショッピング」等に関する実用情報、ユーザー参加型機能、言語追加、動画ライブラリ整備等）を行う。</p> <p>メディア広報事業については、海外の有力なメディア（在日外国人メディアを含む。）に対し、WEBサイトやニュースレターによる日本観光情報の提供などを通して訪日取材を働きかける。</p> <p>訪日取材に際しては、国内マーケットのニーズやツアー造成事業に連動した適切な取材対象の選定、国内旅行関連業界との協力による取材先のアレンジ、取材経費の一部負担の支援等を行うことにより、より訪日促進効果の高い記事掲載を促すとともに、WEBサイトへの誘引を働きかける。</p> <p>【数値目標】</p> <p>中期計画期間中に、機構のWEBサイトのアクセス数を1億ページビューにする。</p>	<p>②訪日外国人旅行者誘致のための事業 イ 広告宣伝・メディア広報事業</p> <p>ターゲット・セグメントに対する広告宣伝事業を訪日需要喚起を目的とするプロモーション事業の最重要分野と位置付け、様々なメディア媒体（WEBサイト、テレビ、新聞・雑誌等）を効果的に組み合わせることで相乗効果をあげるよう努力する。</p> <p>特に、WEBサイトを最も重要なマーケティング手段として位置づけ、WEBサイトの効率的・効果的な活用を図る。</p> <p>良質の情報を効率的に提供するため、訪日旅行者及び海外の旅行業者を対象として、ショッピング等の情報コンテンツの拡充を行う。</p> <p>海外の有力なメディアに対し、WEBサイトや海外事務所が発行するニュースレターによる日本観光情報の提供等を通して訪日取材を働きかける。</p> <p>訪日取材に対しては、国内マーケットのニーズやツアー造成事業に連動した適切な取材対象の選定、国内旅行関連業界との協力による取材先のアレンジ、取材経費の一部負担の支援等を行うことにより、より訪日促進効果の高い記事掲載を促す。</p> <p>【数値目標】</p> <p>機構のWEBサイトのアクセス数を6,000万ページビューにする。</p>	4	ウェブサイトの情報コンテンツの大幅な見直し・拡充を行い、写真投稿、人気投票機能など参加型コミュニケーションツールも整備し、ウェブサイトアクセス数については年度計画における数値目標を大きく上回る約6,765万ページビューを達成するなど、優れた実施状況にあると認められる。	
<p>ウ 訪日旅行商品の造成・販売支援</p> <p>海外の旅行会社の訪日旅行商品造成を支援するため、情報提供・コンサルティング、旅行博覧会や展示会等への出展、有力旅行会社の日本への招請、日本における商談会の開催等の支援を行う。また、民間競争入札の導入等により、可能な限り民間委託を推進するとともに、一般消費者向けに日本の観光宣伝をあわせて行う際には、地方自治体、民間事業者等と連携することで、効率的・効果的な事業展開を図るべく努力する。</p> <p>また、機構が主催する研修・セミナーの実施、現地旅行会社との共同広告、有力な訪日旅行販売担当となる可能性のあるJTS（Japan Travel Specialist）育成事業等により現地旅行会社の訪日旅行商品販売活動を支援する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>中期目標期間中に、機構が造成・販売支援を行った旅行商品により訪日した外国人旅行者の数を60万人とする。</p>	<p>ウ 訪日旅行商品の造成・販売支援</p> <p>海外の旅行業者の訪日旅行商品造成を支援するため、海外で開催される業界向け大規模旅行見本市へ地方自治体・民間事業者と連携して出展し、訪日観光セミナー等を実施する。また、平成21年度から実施を予定している民間競争入札の導入に向けた準備を行う。</p> <p>海外の旅行業者（ホールセラー）、日本の旅行業者（ランドオペレーター）と連携して、訪日旅行を販売している海外の旅行業者（リテラー）向け各種販売促進セミナーを実施する。</p> <p>また、機構が主催する研修・セミナーの実施、現地旅行会社との共同広告、有力な訪日旅行販売担当となる可能性のあるJTS（Japan Travel Specialist）育成事業等により現地旅行会社の訪日旅行商品販売活動を支援する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>機構が造成・販売支援を行った旅行商品により訪日した外国人旅行者の数を48、5万人とする。</p>	3	機構は、各市場の特性に応じ、訪日ツアー商品化に向けた招聘やセミナーの開催等を実施しており、重点市場国・地域以外の旅行見本市においても積極的に出展事業に参加するなど、年度計画に掲げられた事業を着実に展開している。これにより、機構が造成・販売の支援を行った旅行商品により訪日した外国人旅行者数は、年度数値目標の48、5万人をやや下回っているものの、47、8万人に到達した。世界的金融危機に伴う景気低迷等により、平成20年度下半期以降、訪日外国人旅行需要が低迷していること等を勘案すれば、厳しさを増した状況下において、機構としては着実な実施状況にあると認められる。	

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成20年度計画			
<p>(2) 国内受入体制整備支援業務</p> <p>①観光案内所の整備支援業務 外国語対応可能な観光案内所の整備を支援するために、機構のビジット・ジャパン案内所に加え観光案内所に対し外国人対応に関するノウハウを提供するなどの支援を行い、観光立国推進基本計画に掲げられている「平成23年度までにビジット・ジャパン案内所の数を300箇所とする」目標の実現に国交省と協力して取り組むとともに、案内所の提供するサービスの質の向上に努める。 ビジット・ジャパン案内所指定・支援業務については、地方運輸局や地方自治体、業界団体等関係機関との役割分担や各案内所に求められるサービス内容を踏まえ、中期目標期間終了時までに事業の在り方を検討する。 ツーリスト・インフォメーション・センター（以下、「TIC」という。）は、TICを利用する訪日外客の動向、ニーズ等に関する情報を随時把握し、TICに求められるサービス内容を踏まえつつ、その情報を海外宣伝事務所、地方公共団体、民間事業者等にフィードバックするためのアンテナショップとしての機能を積極的に果たしていく。また、TICは最新日本観光情報の収集・整備を行い、海外事務所及びTICを訪れる外国人旅行者や、ビジット・ジャパン案内所に提供する情報収集整備機能を果たす。</p>	<p>(2) 国内受入体制整備支援業務</p> <p>①観光案内所の整備支援業務 外国語対応可能な観光案内所の整備を支援するために、機構のビジット・ジャパン案内所に加え観光案内所に対し外国人対応に関するノウハウを提供するなどの支援を行い、観光立国推進基本計画に掲げられている「平成23年度までにビジット・ジャパン案内所の数を300箇所とする」目標の実現に国交省と協力して取り組むとともに、案内所の提供するサービスの質の向上に努める。 ツーリスト・インフォメーション・センター（以下「TIC」という。）は、TICを利用する訪日外客の動向、ニーズ等に関する情報を把握し、それらの情報を機構の海外事務所、地方自治体、民間事業者等にフィードバックすることで、訪日外国人旅行者のニーズを探るアンテナショップとしての機能を積極的に果たしていく。また、最新の日本観光情報の収集・整備を行い、海外事務所及びTICを訪れる外国人旅行者や、ビジット・ジャパン案内所に提供する。</p>	3	<p>ビジット・ジャパン案内所については、19年度末の215箇所から232箇所へ増加するなど、今後の増加も見込まれるため、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>②通訳案内士試験業務 通訳案内士試験ガイドラインに基づき、通訳案内士試験事務を代行する。試験実施に当たっては、試験事務の安定性、統一性、公正性を確保しつつ、民間競争入札を導入して業務の効率化を図る。 また、自治体等が実施する地域限定通訳案内士試験事務に対して、試験問題の提供等の支援を行う。</p>	<p>②通訳案内士試験業務 通訳案内士試験ガイドラインに基づき、通訳案内士試験事務を代行する。試験実施に当たっては、試験事務の公正性を確保しつつ、業務の効率化を図る。 特に平成21年度に実施予定の事務代行業務の大幅な民間競争入札に備えて、海外試験、地域限定通訳案内士試験対応を含めた業務マニュアル等の整備見直し等諸準備を万全に行う。 併せて、自治体等が実施する地域限定通訳案内士試験事務に対して、試験問題の提供等の支援を行う。</p>	3	<p>試験事務の公正性等を確保しつつ、試験運営を専門業者に委託するなど業務の効率化を図っており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(3) 国際会議等の誘致・開催支援業務</p> <p>①国際会議等の誘致支援業務 国として誘致することとしている大規模な会議や、地域活性化への効果が期待される会議等に誘致活動の対象を重点化し、取り組むべき目標を明確にした上で、優先度を付けて効率的に実施していく。 また、海外の国際団体・機関の本部や、受け入れ先となる国内の関係団体・機関、地方自治体、コンベンションビューロー等からの情報収集活動を強化するとともに、これまでの誘致活動の効果についての分析・検証を行い、その結果に基づき、海外事務所を活用した支援や、地方自治体、コンベンションビューロー等に対するノウハウの提供等、誘致活動を効果的・効率的に実施する。 国際会議の開催件数については、我が国における開催件数が正確に統計に反映されるよう、地方自治体等を通じた調査を実施するとともに、国際機関への働きかけを行う。 インセンティブ旅行（企業報奨旅行）の誘致については、韓国、中国、タイ、シンガポール等アジア諸国からの誘致活動を拡大するとともに、欧米のインセンティブ旅行市場開拓も強化する。</p> <p>②国際会議の開催支援業務 誘致が決定した国際会議の開催を円滑に進めるため、ノウハウ事例の提供、人材育成、寄附金募集・交付金交付制度の運営等の事業を実施する。</p> <p>【数値目標】 中期目標期間中に、機構が誘致した国際会議の数を90件とする。</p>	<p>(3) 国際会議等の誘致・開催支援業務</p> <p>①国際会議等の誘致支援業務 国として誘致することとしている大規模な会議や、地域活性化への効果が期待される会議等に誘致活動の対象を重点化し、取り組むべき目標を明確にした上で、優先度を付けて効率的に実施していく。 また、海外の国際団体・機関の本部や、受け入れ先となる国内の関係団体・機関、地方自治体、コンベンションビューロー等からの情報収集活動の強化、国際会議データベースの充実等を図る。また、誘致活動を効果的・効率的に実施するために海外事務所を活用した主催者等に対する会議誘致に関する支援や、地方自治体、コンベンションビューロー等との連携強化を図る。 我が国における国際会議の開催件数が正確に統計に反映されるよう、地方自治体等を通じた調査を実施し、国際機関へ報告を行う。 さらに、地域経済への効果が高いインセンティブ旅行（企業報奨旅行）の誘致については、市場が拡大している韓国、中国、タイ、シンガポール等アジア諸国からの誘致拡大に加え、欧米からのインセンティブ旅行市場の開拓を図る。具体的には、別添2の事業計画に基づき、事業を推進し、または国に対して協力を行う。</p> <p>②国際会議の開催支援業務 国際会議の開催を円滑に進めるため、ノウハウや事例の提供を含むコンサルティングを行い、人材育成、寄附金募集・交付金交付制度の運営等の事業を実施する。具体的には、別添2の事業計画に基づき、事業を推進し、または国に対して協力を行う。</p> <p>【数値目標】 機構が誘致した国際会議の数を70件とする。</p>	3	<p>主催者と共同で国際会議70件の誘致に成功するなど、年度計画における数値目標を達成しており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成20年度計画			
<p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 自己収入の確保 個別相談会の開催やビジット・ジャパン・キャンペーン事業の実施に当たっての支援、国際会議の開催・誘致の支援等を通じて、事業パートナーとの連携を強化し、顧客満足度を高めることにより、地方自治体、民間事業者等からの賛助金拠出の維持・増加に努めるとともに、賛助会員の増加による会費収入の増加を図る。</p> <p>(2) 予算（人件費の見積りを含む。） 別紙</p> <p>(3) 収支計画及び資金計画 別紙</p>	<p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 自己収入の確保 個別相談会の開催やビジット・ジャパン・キャンペーン事業の実施に当たっての支援、国際会議の開催・誘致の支援等を通じて、事業パートナーとの連携を強化し、顧客満足度を高めることにより、地方自治体、民間事業者等からの賛助金拠出の維持・増加に努めるとともに、賛助会員の増加による会費収入の増加を図る。</p> <p>(2) 予算（人件費の見積りを含む。） 別紙</p> <p>(3) 収支計画及び資金計画 別紙</p>	3	賛助団体、会員ともに増加しており、着実な実施状況にあると認められる。	
<p>4. 短期借入金の限度額</p> <p>予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、100百万円とする。</p>	<p>4. 短期借入金の限度額</p> <p>予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、100百万円とする。</p>	—		
<p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画</p> <p>なし</p>	<p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画</p> <p>なし</p>	—		
<p>6. 剰余金の使途</p> <p>剰余金が発生した場合には、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第44条第3項の規定による国土交通大臣の承認を受けて、海外からの訪日旅行の促進の効果が高く見込まれる海外宣伝事業費の使途に充てる。</p>	<p>6. 剰余金の使途</p> <p>剰余金が発生した場合には、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第44条第3項の規定による国土交通大臣の承認を受けて、海外からの訪日旅行の促進の効果が高く見込まれる海外宣伝事業費の使途に充てる。</p>	—		
<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 人事に関する計画 前述のとおり、人件費の削減や、民間からの出向者等の活用、プロパー職員の育成等に努める。</p> <p>(2) 独立行政法人国際観光振興機構法（平成14年法律第181号）第10条第1項に規定する積立金の使途</p> <p>(3) その他中期目標を達成するために必要な事項 なし</p>	<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 人事に関する計画 前述のとおり、人件費の削減や、民間からの出向者等の活用、プロパー職員の育成等に努める。</p> <p>(2) 独立行政法人国際観光振興機構法（平成14年法律第181号）第10条第1項に規定する積立金の使途</p> <p>(3) その他中期目標を達成するために必要な事項 なし</p>	評価済み		

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順調	概ね順調	要努力	評定理由
	○			各項目の合計点数＝57 項目数（17）×3＝51 下記公式＝112%

<記入要領>

- ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に○を記入する。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が120%以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が100%以上120%未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

総合評価

（法人の業務の実績）

- ・ 2010年に訪日外国人旅行者数を1,000万人にするとの我が国の目標達成に向けて、関係者と連携しながら各事業に積極的に取り組み、ビジット・ジャパン・キャンペーンの推進に貢献。
- ・ 本部組織の再編、積極的な国内広報の実施、ウェブサイトのコンテンツ拡充、通訳案内士業務における民間競争入札の実施等、新たな取り組みを実施。
- ・ 人件費削減、運営費交付金対象業務経費の削減等により業務運営の効率化を推進。

以上から平成20年度における法人の業務評価は順調であると評価

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

今後とも海外観光宣伝事務所を中心としたネットワークやノウハウを活用すること等により、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業への積極的な連携・貢献を図ること。

（その他）

・ 整理合理化計画の指摘等については、指摘事項は全て中期計画、年度計画に盛り込み済みであり、着実に実施したものと評価される。

独立行政法人整理合理化計画、総務省政独委「平成19年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等への対応の実績及びその評価

1. 随意契約の適正化	実績	評価
①規定類の適正化(国の基準と同額等、会計検査院指摘事項を踏まえているか)	会計検査院からの指摘事項を踏まえ、以下の規程改正を行った。 *包括的随意契約条項の削除 *複数事業年度にまたがる契約についての条項を追加 *「一般競争契約(総合評価落札方式)に関する基本指針」の策定	左記事項について確認した。
②随意契約の比率の引き下げ	「随意契約見直し計画」を踏まえ、随意契約率の引き下げを行った。 平成20年度 件数43.1%(前年度45.5%) 金額52.6%(前年度77.3%)	平成20年度の契約実績は、競争性のない随意契約が件数・金額及び全契約に占める件数・金額の割合ともに減少したことは評価できる。
③随意契約見直し計画の実施状況、公表状況	随意契約については、19年12月に「随意契約見直し計画」を策定・公表し、その実施に取り組んでおり、平成20年7月には見直し計画のフォローアップをホームページで公表した。	左記事項について確認した。
④監事監査の実施状況	「随意契約に係る監査」として、定例の決算監査と合わせて監査を行った。	平成20年度においては、入札・契約の公表状況等をテーマとした監事監査が行われたことを確認した。監事監査を実施することにより、契約に係る監視体制が一層強化されたものと評価できる。
⑤企画競争、公募を行う場合の実質的な競争性の確保の状況	基本的な指針を作成し、その中で2社以上の申し出があった場合の取扱方法を定め、競争性を確保した。	企画競争、公募を行う場合に関する基本的な指針が作成され、複数の申し出があった場合の取り扱い方法が定められ、競争性が確保されたことを確認した。
⑥競争性のない契約についての内容、移行予定、移行困難な理由	競争性のない随意契約の内容は、会計規程第34条第1項第1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」による本部事務所の借家料等が主であり移行は困難である。	競争性のない随意契約の内容は、本部事務所の借家料等が主であり、これらの契約については競争性のない随意契約とすることはやむを得ないものであると認められる。
⑦関連法人に係る委託がある場合、その妥当性	該当なし	左記事項について確認した。
⑧1者応札率が高い場合、その理由	1者応札・1者応募については、一般競争実績23件に対し、1者応札は5件(21.7%)と、1者応札率は高くないが、1者応札・1者応募の改善方針について、ホームページで公表した。	1者応札率については、全独法の中で比較的低い水準にあるものと認められる(全独法の平均は45%)。
⑨第三者委託状況(随意契約、一者応札の場合)	該当なし	左記事項について確認した。
⑩契約手続きの執行体制及び審査体制の整備状況	契約手続きの執行体制は、1件あたり100万円以上の契約については、契約担当部局(経理グループ)で審査し、決裁を行っている。なお、500万円以上の契約については、監事に回付している。	契約担当部局及び監事におけるチェックにより、適切な審査体制が確保されているものと評価できる。
2. 官民競争入札	実績	評価
①官民競争入札の導入の状況	通訳案内士試験業務、スペイン旅行博覧会出展業務について、官民競争入札を実施した。	左記事項について確認した。
3. 財務状況	実績	評価
①当期総利益が1億円以上ある場合において、目的積立金を申請しなかった理由	該当なし(当期総利益8,019,287円)	左記事項について確認した。
②経常損益では損失計上していたものが最終的に利益計上になった場合の経緯	経常損益△364,165円、臨時損失(固定資産除却損)△8,374,230円、当期純利益△8,738,395円であるが、前中期目標期間繰越積立金取16,757,682円を活用したことにより、当期総利益8,019,287円となった。	左記事項について確認した。
③1億円以上の当期総損失がある場合の発生要因と業務運営上の問題の有無	該当なし	左記事項について確認した。
④100億円以上の繰越欠損金を計上している場合、当該繰越欠損金の策定状況及び当該解消計画の進捗	該当なし	左記事項について確認した。
⑤100億円以上の利益剰余金を計上している場合、当該剰余金の発生原因及び業務運営上の問題の有無	該当なし	左記事項について確認した。
⑥運営費交付金債務について、執行率が90%以下の場合の分析	該当なし	左記事項について確認した。

4. 給与水準	実績	評価
①公表値を前提とした法人の人件費総額削減の取り組み状況	該当なし	左記事項について確認した。
②国家公務員水準との関係(ラスパイレス指数)、ラスパイレス指数が高い場合の理由	<p>・当機構の職員は約9割が大学卒又は大学院修了の者で構成されていること、また、当機構の事務所は、東京都特別区に所在しており、地方組織がないことから、年齢のみを勘案した対国家公務員指数と比べると高くなっている。</p> <p>対国家公務員 : 109.7 地域勘案 : 96.8 学歴勘案 : 106.1 地域・学歴勘案 : 93.3</p>	職員の学歴、事務所の所在地等を勘案すれば特段の問題はないことを確認した。
③人件費総額の削減	<p>・総人件費改革の取組として、平成20年度においては、6月に理事1名を削減し、年8月には監事体制を常勤2名から常勤1名・非常勤1名体制に変更したことに伴い、役員報酬を削減(20年度役員報酬総額は17.7%減)するとともに、職員に関しては、職員数の減(退職者の不補充)及び昇給の抑制等を行った結果、人件費削減率(対平成17年度比)は、目標の△5.0%超え、△8.6%を達成した。</p> <p>基準年度(平成17年度) : 1,132,559千円 平成18年度 : 1,107,414千円(△2.2%) 平成19年度 : 1,087,591千円(△4.0%) 平成20年度 : 1,035,116千円(△8.6%)</p>	左記事項について確認した。
④役員報酬額の公表	・役員報酬額の公表については、上記の措置状況やラスパイレス指数等を含め「役職員の報酬・給与等の公表」として、平成21年6月30日にホームページ上で平成20年度分を公表した。	左記事項について確認した。
⑤役員報酬及び職員給与への業務実績及び勤務成績の反映	・報酬・給与への業務実績・勤務成績の反映方法としては、役員報酬については、国土交通省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にし、役員の実績に応じ期末特別手当を決定した。職員に関しては、平成16年度から導入した人事評価制度により、厳正な人事評価を行い、評価結果を職員の昇給等の処遇に反映させた。	左記事項について確認した。
⑥監事監査	・前中期計画(平成15～平成19)の「中期目標の達成状況調査」を含めた決算監査が実施され、当該監査調書においては、「人件費抑制の取り組み」、「対国家公務員指数の推移」を含めた実績等の監査(必要に応じたヒアリング)を受けた。	左記事項について確認した。
5. 人件費管理	実績	評価
①福利厚生費について、当該活動の評価の取組が十分か。	・福利厚生費の用途としては、健康診断関係と借上宿舎のみであり、これらの実施及び結果等については、各種委員会(衛生委員会、宿舍管理委員会)等において報告し、必要に応じて全職員あて周知した。	左記事項について確認した。
②レクリエーション経費について求められる国に準じた予算執行、予算編成作業がなされているか。	・平成15年10月の組織独立法を契機に、レクリエーション行事の実施計画を策定しないこととた。	左記事項について確認した。
③レクリエーション経費以外の福利厚生費について経済社会情勢の変化を踏まえた、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点から法人の見直しが行われているか。	・職員の勤務能率の発揮及び増進のためのレクリエーション行事は実施していない。	左記事項について確認した。

6. 内部統制	実績	評価
①内部統制の体制の整備状況(倫理行動規定の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価等)	<p>コンプライアンス体制の整備のため、以下のとおり規程を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織運営においては、組織規程をはじめ、役員会の設置規程、部長会の設置要領、理事長の職務代理等規定、専決事務処理内規を定め、責任ある体制を確立して業務の円滑な遂行を図っている。 ・労務管理においては、労働基準法の規定に基づき就業規則を作成しているほか、倫理規程、衛生管理規程、ハラスメント防止規程を定め、懲戒審査委員会、衛生委員会、労働環境紛争パネルを設置し、業務に対する国民の信頼確保、従業員の健康の保持増進及び職務能率の向上を図っている。 ・文書管理・情報公開においては、文書管理規程を定め、事務処理の適正化及び能率の向上等を図っている。また、法人文書の開示、個人情報の管理規程を定め、情報公開に係る開示手続の円滑な実施を図るとともに、保有個人情報の適切な管理を行っている。 ・危機管理においては、緊急事故・事態における速やかな業務回復を図るため、情報伝達手順を定めるなど危機管理体制を確立している。 	左記のとおり内部統制に係る整備、運用の状況について確認した。法人の内部統制について今後の課題や方針を整理するなど普段の見直しを行っており、評価できる。
②内部統制のために構築した体制・仕組みの運用状況	平成20年度は、新規メンバーに対するオリエンテーションや業務関連研修等実施し、内部統制の拡充強化を図った。 (20年4月及び21年1月…新規メンバー・オリエンテーション、21年2月…個人情報保護法研修会)	上記に同じ。
③人事評価の実施、業績等の給与等への反映状況	平成20年7月、全職員を対象に業務実績、能力等を評価項目とした人事評価を実施し、給与等へ反映させた。	左記事項について確認した。
④業務・マネジメントに関するの国民への意見募集、及び業務運営への反映の状況	平成20年度は、業務・マネジメントに対する国民からの意見・感想等について、ホームページ上での受付を開始すべく準備を進めた。	左記事項について確認した。
⑤監事監査	平成20年度は、内部統制の状況について、「内部統制に必要なビジョン、ミッション、行動指針、就業規則等の各種規程等は整備されている。また、保有する個人情報等の保護については、その漏洩のリスクを回避するため、毎年、職員を対象にした個別の説明会を開催し、注意喚起等の周知徹底を図っている。また、本部各部の部長及び各海外事務所長による点検チェックも行われている。総務部による海外事務所への内部監査も行われ、内部統制の徹底に努めている。」との報告を受けている。	左記事項について確認した。

7. 保有資産の管理・運用(評価の際、監事監査や減損会計の情報等を活用)	実績	評価
①保有資産の状況(特に資金運用で時価又は為替相場の影響等を受ける可能性のあるものについて)	該当なし	左記事項について確認した。
②整理合理化計画で処分等することとされた保有資産の見直しの状況	該当なし	左記事項について確認した。
③財務諸表における減損又はその兆候に至った固定資産について、減損の要因と業務運営との関連の	該当なし	左記事項について確認した。
④監事監査	該当なし	左記事項について確認した。
⑤融資等業務による債権及び融資等業務以外の債権で貸倒対照表計上額が100億以上のものについ	該当なし	左記事項について確認した。
⑥融資等業務以外の債権のうち、関連法人に対する貸付金については、当該貸付の必要性	該当なし	左記事項について確認した。
8. 情報の開示	実績	評価
①関連法人への再就職の状況、関連法人との間の補助・取引の状況の情報開示	該当なし	左記事項について確認した。
②情報へのアクセスの容易化、業務・マネジメントに係るベストプラクティスの公表	機構の年度計画、業務実績、業績評価、財務に関する情報等はウェブサイトに関連項目を設けて公開した。業務に関わる特記すべき取り組みは業務実績報告書に記載し、ウェブサイトで公開することとしている。	左記事項について確認した。
9. 関連法人	実績	評価
①出資等に関する規程等の整備状況とその内容の適切性	該当なし	左記事項について確認した。
②出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上で、出資を継続する必要性	該当なし	左記事項について確認した。
③出資先の経営状況の分析と出資先に対する法人の指導状況	該当なし	左記事項について確認した。
10. 役職員のイニシアチブ	実績	評価
①業務改善を図る取組を促すアプローチ	事業パートナーである自治体、旅行業界等のニーズを把握すべく、JNTOの実施するセミナーや商談会等への参加者に対し満足度に関するアンケート調査を実施するとともに、要望等を把握した。(業務実績報告書P23にアンケート調査結果について記載)	左記のとおりアンケート調査の実施等によりニーズの把握に積極的に取り組んでおり、その成果が業務に活用されていることは評価できる。
②職員の積極的な貢献を促すアプローチ	組織全体に関わる課題について、本部各部署の職員からなるワーキンググループを立ち上げ、検討を行い、結果を理事長に提出した。(業務実績報告書P9に記載)	左記事項について確認した。